

## 大分大学共同研究講座及び共同研究部門規程

平成24年9月24日制定

### (趣旨)

第1条 この規程は、大分大学学則(平成16年規則第8号)第7条の3第2項の規定に基づき、大分大学(以下「本学」という。)における共同研究講座及び共同研究部門(以下「共同研究講座等」という。)に関し必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 共同研究講座等は、共通の課題について本学と共同して研究を実施しようとする地方公共団体及び民間企業等の外部の機関(以下「民間機関等」という。)から受け入れる経費等を活用して設置・運用し、もって当該研究の進展及び充実を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同研究講座 前条の規定により実施されるもので、講座に相当するものをいう。
- (2) 共同研究部門 前条の規定により実施されるもので、部門に該当するものをいう。
- (3) 部局 国立大学法人大分大学部局を定める規程(平成16年規程第14号)第2条第2項第1号に定める部局のうち、保健管理センター及び事務局を除いたものをいう。
- (4) 部局長 前号に規定する部局を掌理する者をいう。

### (名称)

第4条 共同研究講座等の名称には、当該共同研究講座等における研究の内容を示す名称を付すものとする。

- 2 共同研究講座等の名称については、民間機関等が明らかとなるような字句を付すことができる。

### (設置の申請)

第5条 部局長は、民間機関等からの共同研究講座等の設置に係る共同研究の申込みがあり、その設置が本学の研究の進展及び充実には有益と認めるときは、学部にあつては教授会、大学院にあつては研究科委員会、グローバル感染症研究センターにあつてはグローバル感染症研究センター運営委員会、教育マネジメント機構にあつては教育マネジメント機構運営会議、研究マネジメント機構にあつては研究マネジメント機構運営会議、地域経済社会教育開発センターにあつては地域経済社会教育開発センター運営委員会、学術情報拠点にあつては学術情報拠点運営会議、学内共同教育研究施設にあつては学内共同教育研究施設等管理委員会、IRセンターにあつてはIRセンター運営委員会の議を経て、その設置について学長に申請するものとする。

- 2 前項の申込み及び申請のための様式は、別に定める。

### (設置の決定)

第6条 学長は、前条の申請があった場合は、教育研究評議会の議を経て、当該共同研究講座等の設置を決定するものとする。

2 学長は、共同研究講座等の設置を決定したときは、契約担当役にその内容を通知するものとする。

(契約の締結)

第7条 契約担当役は、共同研究講座等の設置決定の通知があったときは、書面により民間機関等を相手方として契約を締結するものとする。

(存続期間等)

第8条 共同研究講座等の存続期間は、原則として2年以上5年以下とする。

2 共同研究講座等の存続期間は、更新することができる。この場合において、更新の手続は、設置の例による。

(内容等の変更及び共同研究講座等の廃止)

第9条 部局長は、共同研究講座等の内容等を変更するとき、及び共同研究講座等を廃止するときは、速やかに学長に届け出なければならない。

2 共同研究講座等の内容等を大きく変更するとき、及び共同研究講座等を廃止するときの手続は、設置の例による。

(共同研究講座等の構成等)

第10条 共同研究講座等には、教授、准教授、講師又は助教を1人以上を置くものとし、必要に応じて助手を置くことができる。この場合において、学長が必要と認める場合は、共同研究講座等の主担当以外の教育職員が共同研究講座等の教育職員を兼ねることができる。

2 学長は、必要に応じて、前項に定める者以外の職員を置くことができる。

(担当教員の職務)

第11条 担当教員は、当該共同研究講座等における研究に従事するほか、当該研究の遂行に支障のない範囲内で、授業、研究指導等を担当することができる。

(経費等)

第12条 共同研究講座等に対して民間機関等が負担する額は、当該研究の実施に伴う教職員給与、謝金、旅費、消耗品費及び光熱水料等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び当該研究遂行に関連し、直接経費以外に必要な経費（以下「間接経費」という。）の合算額とする。なお、当該間接経費は直接経費の30%に相当する額とするものとする。

2 本学は、共同研究遂行のため施設設備を利用させることができ、前項にかかわらず、当該施設設備維持管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

3 共同研究講座等の設置に係る経費は、その存続期間に係る総額を一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受け入れることが確実であるときは、年度ごとに必要な経費を

分割して受け入れることができる。

(発明に係る特許等の取扱い)

第13条 本学及び民間機関等は、共同研究講座等における共同研究の結果として知的財産の創作を行った場合は、当該知的財産の持分を定めた共同出願契約を別途締結した上、共同出願を行うものとする。

2 前項の規定は、本学が複数の民間機関等と共同研究を行う場合に準用する。

(他の研究機関等との共同研究等)

第14条 本学と民間機関等との合意に基づき、当該民間機関等以外の研究機関等（以下「第三者」という。）と共同研究講座等における研究に関連した共同研究を行い、又は第三者からの受託研究を行い、若しくは第三者へ研究を委託することができる。

(共同研究講座等の終了)

第15条 共同研究講座等の存続期間が終了したときは、その研究成果の概要の取りまとめを行った上で学長へ報告するものとし、原則として公表するものとする。この場合において、民間機関等の求めに応じ、当該共同研究の経費に係る決算書を提出するものとする。

(共同研究取扱規程の準用)

第16条 この規程に定めるもののほか、共同研究講座等における共同研究の取扱いについては、国立大学法人大分大学における民間機関等との共同研究取扱規程（平成16年規程第107号。以下「共同研究取扱規程」という。）を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、共同研究取扱規程第7条の規定については、これを適用しないことができる。

3 この規程の規定と共同研究取扱規程の規定が競合する場合は、この規程の規定が優先するものとする。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、共同研究講座等の設置及び運営に関し必要な事項は、当該部局の定めるところによる。

附 則（平成24年規程第59号）

この規程は、平成24年9月24日から施行する。

附 則（平成28年規程第95号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第4号）

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第28号）

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第43号）

- 1 この規程は、令和3年11月30日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日までに契約を締結した共同研究については、この規程による改正後の大分大学共同研究講座及び共同研究部門規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年規程第40号）

この規程は、令和4年3月22日から施行する。

附 則（令和7年規程第35号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。